

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和7年12月18日（木） 午後0時50分～午後5時45分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、地域監、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「今年を振り返ると、第27回参議院議員通常選挙に伴う選挙違反取締りや要人警護、全国高等学校総合文化祭開催に伴う秋篠宮皇嗣同妃両殿下のお成り警衛等、県警察として様々な課題に直面したと思うが、それぞれの事象に真摯に向き合い結果を残していただいたと思っている。また、交通事故の死者数については、前年比で大幅に減少しており、これまで交通事故抑止対策として様々な取組を行ってきた成果が表れてきていると感じている。一方、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が激増するなど、県民の生活に不安を与える事件が後を絶たず、予断を許さない状況も続いている。今年も残りわずかとなったが、最後まで気を抜くことなく、引き続き、しっかりと職務に当たっていただきたい」旨の発言があった。

第5 報告事項

1 令和7年11月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について

県警察から、令和7年11月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告があった。

委員から、「職務質問を約1時間も継続されたということで苦情申出がなされていたが、任意で1時間というのは妥当なのか」旨の発言があ

り、県警察から、「職務質問の時間が長いだけで任意性が否定されるというものではない。警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしている者等を発見すれば、職務質問を行い不審点の解明を行う必要がある。強制に当たるか否かは、不審点の内容、相手の言動、現場の状況、留め置き時間等から総合的に判断する必要がある、今回の職務質問に関する苦情については、任意活動の範囲内であり、適法かつ妥当な職務執行であったことが確認されている」旨の説明があった。さらに委員から、「警察官による取調べに関する苦情が多いようだが、引き続き、県警察として、適正な取調べに努めていただきたい」、「抗議めいた手紙に対して、事件を担当した捜査員が自ら申出者の元へ足を運び説明を行ったことに対して感謝の手紙が届いたようだが、警察官として誠実に対応した結果、相手の心に響いたのだと思った。このような行動は心の余裕がないとできないことであり、素晴らしい対応である」の発言があった。

2 「110 番の日」における広報啓発活動について

県警察から、1月10日（土）の「110 番の日」に、香川県立高松東高等学校の書道部員4人を一日通信指令長に委嘱するとともに、書道パフォーマンスを実演するなどして110番通報の適切な利用を呼び掛ける広報啓発活動を実施する旨の報告があった。

委員から、「前年に比べ110番通報の総件数が約1万5,000件増加しているが、その要因は何が考えられるのか」旨の発言があり、県警察から、「本年は、瀬戸内国際芸術祭の開催や「あなぶきアリーナ香川」のオープンに伴い人流が増加し、110番通報に係る事件・事故等が増えたと考えられる。その他、様々なイベントの開催に伴い繁華街にも人が流れて賑わい、警察が取り扱う事案全体が増加している状況にある」旨の説明があった。さらに委員から、「県立高松東高等学校書道部による書道パフォーマンスが行われ、その作品が、一定期間、街中に展示されるということなので、是非、誰もが目を引くような印象に残る作品に仕上げ、110番の正しい利用を呼び掛けていただきたい」旨の発言があった。

3 集会、集団行進及び集団示威運動の許可概要について

県警察から、令和7年11月中に許可した集団示威運動は1件であった旨の報告があった。

第6 決裁

1 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について

(令和7年11月20日開催分)

2 公安委員会宛て苦情受理報告について

第7 その他

1 警察署協議会への陪席について

委員から、令和7年12月9日開催の令和7年度第3回東かがわ警察署協議会に陪席した所感として、「東かがわ警察署協議会では、協議会委員から非常に活発な質問や提言がなされており、活気のある協議会であると感じた。また、今回の協議会でも紹介されていたが、平素の警察活動に対する地域住民からの感謝の声等を協議会委員が協議会の場で紹介することも警察署協議会の在り方として良い形だと思った。協議会の終了後、警察署長と意見交換を行った際、「東かがわ警察署管内は、事件や事故は少ないものの、高齢者が多いため高齢者の所在不明や行方不明事案の取扱いが多いという特徴があるが、平素から東かがわ市や関係機関との協力関係を構築しており、連携して対応している」との話を聞き、日頃から警察署と地域の間で良好な関係を築いていることがうかがい知れた」旨の発言があった。

2 今年一年を振り返って

県警察から、「警視庁公安部による大川原化工機事件や神奈川県警察によるストーカー事件の対応を受け、当県においても様々な角度から検討を重ね、このほど当県の取組等がまとまったので、今後、個別に御報告させていただく。委員からも御指摘があったように、今年一年、県警察として、香川の安心・安全は、概ね達成できたのではないかと考えている。一方で、危機的な状況にある特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害の対策や自転車の交通マナー向上のための対策等、県警察としての課題も山積しており、引き続き、関係機関と協力しながら県警察一丸となって、各種課題に取り組んでいく」旨の報告があった。

3 香川県犯罪警戒警報の発令について

県警察から、本年の危機的な特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害情勢の中、12月中の高額被害の発生を受けて、香川県安全・安心まちづくり推進協議会（会長：知事）が、12月12日、本年2回目（1回目：10月2日発令）となる「特殊詐欺等警戒全県警報」を発令した旨の報告があった。

委員から、「特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺防止対策は全国で

喫緊の課題となっているので、今後は、全国一斉でキャンペーン等の対策を講じた方が効果も期待できるのではないかと思った」、「「特殊詐欺等警戒全県警報」というワードが、様々なところで県民の目に届くことを期待したい」、「だまし取られたお金を取り返すことは難しいと思うので、引き続き、被害に遭わないような対策や情報発信に力を入れていただきたい」旨の発言があった。

4 国家賠償請求訴訟判決を踏まえた対応について

県警察から、平成 29 年から令和 2 年にかけて警視庁公安部が外国為替及び外国貿易法に違反するとして捜査した事案に関する国家賠償請求訴訟を受けて、今後の県警察の取組等について報告があった。

5 遠隔操作型小型車の通行の届出について

県警察から、令和 7 年 12 月 10 日、香川県内で初となる遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の通行の届出がなされ、今後、小豆島町での通行が開始される旨の報告があった。

6 指定暴力団「二代目親和会」への指定通知書等の交付について

県警察から、指定暴力団「二代目親和会」に対して指定通知書及び指定処分に対する不服申立制度についての教示文を交付した旨の報告があった。

7 令和 7 年度警察官採用試験（高校卒業程度）の実施結果等について

県警察から、令和 7 年度警察官採用試験（高校卒業程度）は、103 人が受験し、29 人（男性警察官 20 人、女性警察官 9 人）が合格し、競争倍率は 3.6 倍であった旨の報告があった。

8 令和 8 年度当初予算要求の概要について

県警察から、令和 8 年度警察費当初予算要求の概要について報告があった。

9 個人情報を含む書類紛失事案に対する防止対策の本格運用開始について

県警察から、活動中の地域警察官による画板の紛失事案を受け、紛失防止対策の本格運用を開始する旨の報告があった。

10 地域活動カメラの運用について

県警察から、現場警察官による職務執行を支援するため、高度警察情報通信基盤システムを活用した地域活動カメラの運用を開始する旨の報告があった。

11 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状

況について

県警察から、11月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告があった。

12 年頭県下警察署長会議について

県警察から、令和8年1月15日（木）に開催される年頭県下警察署長会議の開催方法等について説明があった。

13 公安委員会宛ての苦情の処理結果について

県警察から、受理した苦情について、事実関係及び措置状況について報告があり、審議の上、通知する内容を決定した。

14 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。

15 行政処分の状況について

県警察から、令和7年11月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告があった。